

平成29年11月20日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

自治基本条例の見直しについて . . . . . 1～3

所管委員会	総務常任委員会
提出課	自治・地域振興課

## 自治基本条例の見直しについて

### 1 見直しの目的

自治基本条例第 44 条に基づき、社会経済情勢の変化に照らして定期的な見直しを行う。

### 2 前回（平成 24 年度）の見直しの経過

条例施行後、初の見直し。条例改正の要否について、次の二点から検証を行い、市民、市議会の検証を経て、「上越市自治基本条例の検証に関する最終報告書」を公表した。

【見直しの視点】 ①社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか  
②条例の規定と具体の市政運営に乖離が生じていないか

#### （1）市のセルフチェックの実施（平成 24 年 7 月）

○上記見直しの視点に従って検証を実施し、「検証結果報告書」を作成

①…社会経済情勢の変化を分析し、関係条項の内容を検証

②…条例の規定に基づく取組の実施状況を検証し、各規定が原因となって具体的な不都合が生じていないかを検証

#### 《検証結果報告書のポイント》

- 本条例は、自治の在り方を体系的、包括的に定めているため、市政運営に必要な自治の理念や具体的な制度・仕組みは網羅されており、条例の規定自体が社会経済情勢の変化（①度重なる自然災害の発生、②世界的な経済危機、③地域主権改革の推進）に照らして不相当であるとはいえず、改正すべき理由はない
- 各条文は自治の基本的な理念や制度の意義等を規定しており、具体の市政運営に照らし不備は無い
- また、「市民、市長等の権利・権限及び責務等の規定（第 2 章、第 4 章）」や「最高規範性（第 10 章）」等の規定は、自治の主体の権利・権限及び責務や条例の位置付けを定めた条例の骨格をなす規定であり、不変的なものである。  
⇒ 上記を踏まえ、現段階においては、改正の必要はない

#### （2）市民の意見を聴く措置

##### ①市民意見の公募（平成 24 年 8 月）

・市の「検証結果報告書」に対して広く市民の意見を聴くため実施【寄せられた意見（1 件）】

○全体的によく出来ており、規定に不備は認められないが運用面\*で一考を要す。

※運用面への指摘…委員の選任の公平性や透明性が明らかになっていない

##### ②自治基本条例市民会議における検証（平成 24 年 7 月～11 月）

・16 名の委員により計 7 回を実施（公募市民、地域活動団体代表者、大学教授等）

・市の「検証結果報告書」を踏まえ、「条例の規定に不備はないか」を検証

⇒ 市長へ「上越市自治基本条例に関する意見書」を提出（H24. 12. 6）

#### 【市民会議の意見書のポイント】

○本条例は、現段階においては、規定に不備は見当たらず、改正を要しない

※市の取組については、審議会等、パブリックコメント、地域自治区、市民参画の分野について更なる改善等が必要との指摘

#### （3）市議会における検証の実施（平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月）

・総務常任委員会で「条文ごとに取組と条文改正の要否」を検証

⇒ 議長から市長へ調査結果を報告（H25. 3. 28）

#### 【市議会の検証結果のポイント】

○「組織」「出資法人」の追加、「コミュニティ」の文言修正について条例改正が必要  
その他 23 項目については、条文を重んじより積極的に取り組むこと（改正の必要無）

※「地域自治区」は、市民会議の指摘を受け、具体的な取組を推進すること

「目的」「改正手続」は逐条解説の修正が必要

#### （4）最終報告書の公表（平成 25 年 6 月）

・市民、市議会の意見を踏まえた検証結果を「上越市自治基本条例の検証に関する最終報告書」として公表

#### （5）市議会による条例改正（平成 25 年 9 月）

・市議会では、平成 25 年 9 月定例会において、市議会における検証結果で改正を必要と判断した「出資法人」の規定の追加について、議員発議により改正を実施

## (6) 前回の見直しで確認した自治基本条例の本質

本条例は、自治の推進に係る基本的な理念や様々な制度の意義等について明らかにした「理念条例」であり、その本質は、よほどの社会経済情勢の変化が無い限り変わるものではない

## 3 見直しの方法

今回の見直しは、前回の見直しで確認した本条例の本質を前提として、下記の方法で行う。

### (1) 社会経済情勢の分析

- ・社会経済情勢の変化は、一般的に、人々の生活の状況である「社会環境」、人間の意思では変えることができない「自然環境」、法令などの「制度環境」の三つの側面から捉えることができる。
- ・この三つの側面から本条例の各規定を検証するため下記の八つの項目を設定する。  
(必要に応じて小項目を設定)
- ・「1 人口・世帯」から「7 環境」までは、統計資料等を踏まえた情勢の変化を、また、「8 法令改正等の動向」は、関係する法令改正等の動向を踏まえて分析する。

大項目		小項目
1	人口・世帯	市全体の人口・世帯の状況、地域別の人口・世帯の状況
2	産業	
3	行財政運営	財政運営、地方分権改革
4	情報化	
5	人権	
6	安全・安心	非核平和に係る社会動向、災害等の発生状況、治安・防犯の動向
7	環境	
8	法令改正等の動向	

### (2) 関係条項の検証（考察）

- ・社会経済情勢の分析を踏まえ、各項目に関する条項を抽出し、「当該条項そのものの必要性」と「規定内容の変更の要否」について検証する。

### 【報告書の構成イメージ】

大項目	小項目
■情勢分析 項目ごとに社会経済情勢の変化についての分析結果を記載	参考：関係条項の規定と趣旨 左記「考察」の参考として、関係条項の規定と趣旨（逐条解説から抜粋）を記載
■関係条項 各項目に関する条項を記載	
■評価結果 関係条項の変更の要否（結論）を記載	
■考察 社会経済情勢の分析を踏まえた「関係条項の必要性」と「規定内容の変更の要否」についての考察を記載	

## 4 見直しの進め方

### (1) 検証報告書(案)の作成(～平成30年1月)

検証報告書  
(素案)

見直し検討委員会での検証のための叩き台として作成

#### ◆見直し検討委員会での検証(平成29年11月29日～平成30年3月)

##### 市民の声を聴くための措置①

- 目的：市の検証報告書(素案)に対する専門的見地、具体の活動に  
取り組む市民と公募市民の観点からの検証
- 開催回数：平成29年度末までに5回程度開催を予定
- 委員名簿：

区分	分野	所属団体・役職等	委員 (敬称略)
公募に応じた 市民			大堀 みき
			矢澤 正隆
地域活動を行 う団体で活動 している人	事業者	上越商工会議所女性会 副会長	笹川 玲子
	町内会	有田地区町内会長協議会 会長	熊木 敏夫
	各種団体	くびきのNPOサポー トセンター 事務局	新保 絵梨
		上越市小中学校PTA 連絡協議会 会長	岡田 龍一
	地域協議会	清里区地域協議会 会長	笹川 幹男
		三郷区地域協議会 副会長	保坂 裕子
その他市長が 必要と認める 人	行政学	新潟大学法学部長	馬場 健
	経済学	上越教育大学 准教授	吉田 昌幸
			計10名

#### ◆市議会総務常任委員会所管事務調査(平成29年11月20日～)

検証報告書  
(案)

### (2) 検証報告書(案)に対するパブリックコメントの実施(平成30年2月)

##### 市民の声を聴くための措置②

- ・検証報告書(案)について、パブリックコメントを実施し、  
広く市民から意見を募り、提出された意見についての対応を検討

### (3) 最終報告書の公表(平成30年4月)

- ・市民及び市議会の意見を踏まえた検証結果を公表

検証報告書